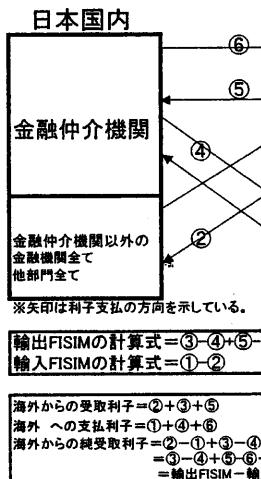


介機関の受取利子・支払利子をまず算入する。この数値は年度推計時における推計値を使用している。その数値の基礎統計は決算書であるが、個々の決算書の中では受取利子、支払利子について国内外を峻別することはできない。従って自動的に受取利子、支払利子に海外からの受払分が混入しているものと想定される。

言い換えれば受取利子（支払利子）の中には国内部門からの利子、海外部門からの利子（国内部門への利子、海外部門への利子）とも含まれているものと解釈できる。総括すると現行の国内 FISIM の途中段階で既に輸出分は含まれており、この分離が求められるものと考えられる。

海外からの受取利子、支払利子を削除した上で FISIM 総額を求め、別途前述の海外からの受取利子、支払利子を元に求めた輸出 FISIM 分、輸入 FISIM 分を加算し直す必要がある。

図表 3-5 輸出 FISIM と輸入 FISIM の概念図



機関が発生するものであり、直感的な輸出入というよりも（取引の方向性で規定されるのでなく）、金融仲介機関が主体であることによって決まる。単純化して言えば、FISIM の産出主体と FISIM の消費主体が、国境線のどちら側にいるかが問題であると考えられる。

ここで問題点は金融仲介機関同士の取引はどのように考えるかという点が挙げられる。厳密に考えれば図表 3-5 の⑤-⑥は国内金融仲介機関と海外金融仲介機関に按分されるべきものであると思われるが、その適切な比率がなく、また諸外国で⑤-⑥

8. 輸出入 FISIM の定義について【図表 3-5】

① 輸出 FISIM とは

【国内の金融仲介機関が発生させた FISIM。その原因が貸付金であろうと、預金であろうと関係ない】

居住者仲介機関が産出した FISIM で非居住者の貸し手、借り手が消費した FISIM は、FISIM の輸出である。

※国内金融仲介機関に関するものは受取も支払も⇒輸出 FISIM

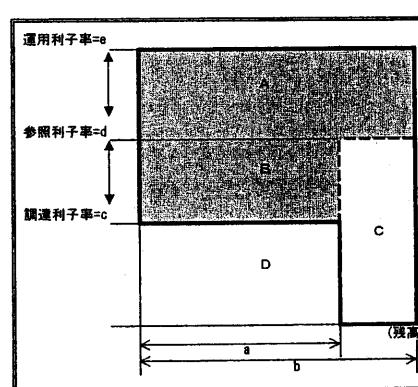
② 輸入 FISIM とは

【海外の金融仲介機関が発生させた FISIM。その原因が貸付金であろうと、預金であろうと関係ない】

非居住者金融仲介機関が産出した FISIM で居住者の貸し手、借り手が消費した FISIM は、FISIM の輸入である。

※海外金融仲介機関に関するものは受取も支払も⇒輸入 FISIM

定義をまとめると、そもそもその発想は 金融仲介



輸出FISIMの定義=居住者である金融仲介機関が産出し、
非居住者である貸し手B、借り手Aが消費したもの
輸入FISIMの定義=非居住者である金融仲介機関が産出し、
居住者である貸し手B、借り手Aが消費したもの

は一括して輸出 FISIM に計上している例も散見されることもあり、当私案では図表 3-5 のように定義した。

9. 輸入 FISIM の推計。実態上また推計上の困難さを勘案してゼロと置いた。

輸入 FISIM は概念上存在するが、微小なものと思料される。なぜならば、日本企業（金融仲介機関以外の企業・・例えば非金融法人企業）が外国銀行から借入行なうことはあるが、それは国内の外国銀行在日支店からであり、個別に海外に存在する外国銀行をわざわざ使用す

るケースは皆無と推察される。日本国内への貸付金の金利は低いため投資収益率は低いと思われ、決して多くはないものと思料される。外国銀行の在日支店でなく、外国銀行の海外の支店にわざわざ口座（預金）を持つのも稀なケースと推察される。

また松浦教授（1995）の見解として【FISIM の輸入に関する推計はおそらく不可能であり、輸入 FISIM = ゼロとなり、結果として GDP は過大評価⇒特に海外借入に伴なう FISIM は大部分が中間消費と考えられるため】とのコメントもある。

輸入 FISIM の計測を可能とするための必要条件 推計式は下記が推計できれば輸入 FISIM が算出できる（制度部門毎に、以下の式にて計測）。

貸付金による FISIM 輸入分 = 非居住者金融機関の

受取利子 - (貸付金残高 × “海外参考利子率”)

預金による FISIM 輸入分 = (預金残高 × “海外”

参考利子率) - 非居住者金融仲介機関の支払利子

輸入 FISIM = 全制度部門の合計

輸入 FISIM 中間消費分 = 中間消費主体となる制度

部門の合計 ⇒ GDP の控除項目

⇒ しかしながら、実務的に海外の運用利率、調達利率の推計はできない。

様々な国の金利を加重平均値をとる必要性があり。またそれを為替変動部分か、金利変動部分かを、分離する必要もあり到底実務的にできない。日本銀行公表の資料でも適切な値はなく、従って推計できない。

海外参考利子率は按分以外想定できない。

本来輸入 FISIM 中間消費分は GDP から控除すべきであるが、上記の諸項目の推計手法が確立されていないため見送る。結果として GDP は当該分だけ過大推計となるが、その額は僅少と推測され問題ないと思われる。

10. 輸出入の FISIM の定義に關連して

別途作成の図のように国内の金融仲介機関以外から海外の金融仲介機関以外は貿易信用（別途推計）を除き殆どないので、定義的には下記のようになり、なおかつ、純輸出 FISIM = 海外からの受取利子 - 海外への支払利子となる。なおⅢ 9. より輸入 FISIM = 0 でもあり、輸出 FISIM = 海外からの受取利子 - 海外への支払利子となる。

以上をまとめると

- ① 帰属利子の中には既に輸出入 FISIM は含まれている。
- ② 輸入 FISIM はゼロと見なす

③ 輸出 FISIM 額 = 海外からの受取利子 - (対外金融資産残高 × 参照利子率) + (対外金融負債残高 × 参照利子率) - 海外への支払利子
⇒ 基礎統計：残高関係国際収支統計月報 每年 4 月版（日本銀行国際局発行 15 対外資産負債残高）

11. FISIM の配分【図表 3-2 参照】

① 貸し手と借り手の FISIM 推計と分割

参考利子率を残高加重平均としたため前述補足のように恒常的に

借り手 FISIM = 貸し手 FISIM = Global FISIM / 2 となる。

② 各制度部門別への配分を行い、各産業への配分は行わない

i. 配分先

93SNA では、FISIM の産業別への配分について記述しているものの、採用は勧告していない。資金の調達や運用は制度単位（企業単位）で行われるので、産業別への配分は適当でないと思われ、また現行の産業連関表上の金融・保険・年金基金の表章形式では、産業別（生産活動別）での推計はできない（V にて詳細記述）。従って、現在我が国が目指している表章は、本体系（生産活動別分類）では現行の帰属利子方式を踏襲し、参考系列にて制度部門別分割を行なうと方向性にて検討中である。

ii. 制度部門への配分は金融仲介機関との取引残高に比例して行う。

もし制度部門毎の平均利子率が一定であるならばこの取扱は正しいが、しかしながら、もし異なるのであれば適切な配分とは言えない。家計に対する貸付金利は下記事由より高いと想像される。

- (1) 住宅ローンなど含まれることもあり平均貸出期間が長いと思われる。
- (2) 信用リスクプレミアムが一般企業より大きいと考えられること。

以上が成立しているならば同じ残高であるとしても、家計について配分は多く上記推計では過少推計となっていることとなる。

しかしながら、制度部門別の利子率についての有意なデータはなく、致し方なく残高加重にて推計を行なっている。

但し、金融仲介機関相互の取引は、個々の金融